三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　愛知県豊田市大野瀬町ミヤシタ五の一から五の五まで、六、六の一、一〇、一二の一、一二の二、一四、一六、一七、一九、二一から二四まで、ミヤノ洞二の一、六、六の一、九、一二、一六の三、一八から二一まで、二三、二四の一、二四の二、二六から二九まで、二七の一、三一、三二の一、三七、三七の一、三八、三八の一、三九の一、三九の二、四〇から四二まで、四〇の一、四四、四五、四八、五〇の三、五一、五二の一、五三、五四、五六、五七、五八の一から五八の四まで、五九、六〇の一、六一、六二の一、六四、羽布町二夕瀬七の二（次の図に示す部分に限る。）、横山二の三九、二の四〇
(二)　指定の目的　水源の涵養（かん）
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　愛知県豊田市夏焼町クダリヤマ四九五の一一〇から四九五の一一二まで、四九五の一一五、四九五の一一六、四九五の一一八
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　愛知県豊田市大野瀬町ミヤシタ五の一から五の五まで、六、六の一、一〇、一二の一、一二の二、一四、一六、一七、一九、二一から二四まで、ミヤノ洞二の一、六、六の一、九、一二、一六の三、一八から二一まで、二三、二四の一、二四の二、二六から二九まで、二七の一、三一、三二の一、三七、三七の一、三八、三八の一、三九の一、三九の二、四〇から四二まで、四〇の一、四四、四五、四八、五〇の三、五一、五二の一、五三、五四、五六、五七、五八の一から五八の四まで、五九、六〇の一、六一、六二の一、六四、羽布町二夕瀬七の二（次の図に示す部分に限る。）、横山二の三九、二の四〇
(二)　指定の目的　水源の涵養（かん）
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　愛知県豊田市夏焼町クダリヤマ四九五の一一〇から四九五の一一二まで、四九五の一一五、四九五の一一六、四九五の一一八
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　愛知県豊田市夏焼町クダリヤマ四九五の一一〇から四九五の一一二まで、四九五の一一五、四九五の一一六、四九五の一一八
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　愛知県豊田市夏焼町クダリヤマ四九五の一一〇から四九五の一一二まで、四九五の一一五、四九五の一一六、四九五の一一八
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　愛知県豊田市夏焼町クダリヤマ四九五の一一〇から四九五の一一二まで、四九五の一一五、四九五の一一六、四九五の一一八
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　愛知県豊田市夏焼町クダリヤマ四九五の一一〇から四九五の一一二まで、四九五の一一五、四九五の一一六、四九五の一一八
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　愛知県豊田市夏焼町クダリヤマ四九五の一一〇から四九五の一一二まで、四九五の一一五、四九五の一一六、四九五の一一八
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○農林水産省告示第二千六百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　愛知県豊田市大野瀬町ミヤシタ五の一から五の五まで、六、六の一、一〇、一二の一、一二の二、一四、一六、一七、一九、二一から二四まで、ミヤノ洞二の一、六、六の一、九、一二、一六の三、一八から二一まで、二三、二四の一、二四の二、二六から二九まで、二七の一、三一、三二の一、三七、三七の一、三八、三八の一、三九の一、三九の二、四〇から四二まで、四〇の一、四四、四五、四八、五〇の三、五一、五二の一、五三、五四、五六、五七、五八の一から五八の四まで、五九、六〇の一、六一、六二の一、六四、羽布町二夕瀬七の二（次の図に示す部分に限る。）、横山二の三九、二の四〇

二　(一)　保安林の所在場所　愛知県豊田市夏焼町クダリヤマ四九五の一一〇から四九五の一一二まで、四九五の一一五、四九五の一一六、四九五の一一八
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○農林水産省告示第二千六百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　愛知県岡崎市東河原町字的場三、字下屋敷一五、字貝津八八、字滝壺一二・一六から一八まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、三、五、六、一四、一五、二七、字戸沢一・二合併地・八から一一まで・一七・二八・三三（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、一八、三五、字ノコゾウ二三（次の図に示す部分に限る。）、字キワタノ沢一六・二一から二三まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一八、字ホウロク沢一六（次の図に示す部分に限る。）、二から四まで、一五、一八の一、一九の一、二一、字柴沢三、五、字ヒヨゾウレ五四（次の図に示す部分に限る。）、字ボチンタイラ一六の二（次の図に示す部分に限る。）、字水ノ沢一八、一九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　愛知県岡崎市東河原町字的場三、字下屋敷一五、字貝津八八、字滝壺一二・一六から一八まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一八、字ホウロク沢一六（次の図に示す部分に限る。）、二から四まで、一五、一八の一、一九の一、二一、字柴沢三、五、字ヒヨゾウレ五四（次の図に示す部分に限る。）、字ボチンタイラ一六の二（次の図に示す部分に限る。）、字水ノ沢一八、一九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　愛知県岡崎市東河原町字的場三、字下屋敷一五、字貝津八八、字滝壺一二・一六から一八まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一八、字ホウロク沢一六（次の図に示す部分に限る。）、二から四まで、一五、一八の一、一九の一、二一、字柴沢三、五、字ヒヨゾウレ五四（次の図に示す部分に限る。）、字ボチンタイラ一六の二（次の図に示す部分に限る。）、字水ノ沢一八、一九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

○農林水産省告示第二千六百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　愛知県新城市富栄字ナメリ石三の四、下吉田字赤道二七から三〇まで、一一〇、一一一の一
(一)　指定の目的　水源の涵養（かん）
(二)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字赤道一一〇・一一一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　愛知県新城市四谷字赤松九〇八、九一四、九一五、九一六の一、九一七、九一八、九一九の三、九二〇の二、九二一、細川字土合三一の五・三八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二二の一、二二の二、二八の三、二八の六、二八の七、三一の六、三二の一、三二の二、三三から三七まで、布里字西向一、大野字マクスレ二八、三一、三五、睦平字峯野一から四まで
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字赤道一一〇・一一一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　愛知県新城市四谷字赤松九〇八、九一四、九一五、九一六の一、九一七、九一八、九一九の三、九二〇の二、九二一、細川字土合三一の五・三八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二二の一、二二の二、二八の三、二八の六、二八の七、三一の六、三二の一、三二の二、三三から三七まで、布里字西向一、大野字マクスレ二八、三一、三五、睦平字峯野一から四まで
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

○農林水産省告示第二千六百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市錦町須賀七三の七二（国有林）
二　保安林として指定された目的　潮害の防備
三　解除の理由　海岸保全施設用地とするため

○農林水産省告示第二千六百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県白河市田島弓内二一の一九、二一の三八、旗宿西山七一から七三まで、飛一〇二の三、茂ケ崎裏二〇の二、二二、二三、二四の二、二五、関辺本沢七の三、不動山一一の一、一一の二、表郷中野字天王山五〇から五五まで、六四、表郷金山字薗ノ内三五、三六の一から三六の五まで、三七、五三から五七まで、五八の一、五八の二、五九から六一まで、六二の一から六二の六まで、六三の一から六三の四まで、六四の一、六四の二、六五から七〇まで、七一の一から七一の四まで、七二の一から七二の四まで、七三の一から七三の四まで、七四の一から七四の六まで、七五の一から七五の四まで、七六の